

特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護及び 短期利用特定施設入居者生活介護

有料老人ホームアルクオーレ岡崎戸崎運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人百陽会が開設する有料老人ホームアルクオーレ岡崎戸崎(以下「事業所」という。)が行う特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護及び短期利用特定施設入居者生活の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、機能訓練指導員及び計画作成担当者(以下「生活相談員等」という。)が、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)にある高齢者に対し、適正な特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護及び短期利用特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 特定施設入居者生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等のその他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合でも、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

2 介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、介護予防特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要支援状態となった場合でも、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 短期利用特定施設入居者生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活の世話、機能訓練及び、療養上の世話をし、問題なく在宅へ戻れるようにする。

4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称等は、次のとおりとする。

- ① 名称 有料老人ホームアルクオーレ岡崎戸崎
- ② 所在地 岡崎市戸崎町字藤狭1番地194
- ③ 特定施設の類型 混合型

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名(生活相談員と兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

② 従業者

生活相談員 2名(施設長と兼務)(介護職員と兼務)

看護職員 3名(機能訓練指導員と兼務1名、常勤1名、非常勤専従1名)

介護職員 15名(常勤専従11名、常勤兼務1名、非常勤専従3名)

看護職員及び介護職員は、要介護者等の指定特定施設入所者生活介護の提供を行うが、要介護者等のサービス利用に支障がないときは、要介護者等以外の入所者にサービスの提供を行う。

機能訓練指導員 1名(常勤兼務、看護職員と兼務)

計画作成担当者 1名(非常勤専従)

従業者は、特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護及び短期利用特定施設入居者生活介護の提供を行う。

(入所定員及び居室数)

第5条 特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の入所定員及び居室数は次のとおりとする。

- ① 有料老人ホームの定員29名のうち、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の定員は29名とする。
- ② 居室数29室のうち、特定施設入所者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の居室は29室とする。

(特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護の内容及び短期利用特定施設入居者生活介護の内容及び利用料等)

第6条 特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護及び短期利用特定施設入居者生活介護の内容は次のとおりとし、特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護及び短期利用特定施設入居者生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護及び短期利用特定施設入居者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割及び2割の額とする。

- ① 入浴(毎日)、排せつ、食事等介護及び日常生活上の世話
 - ② 日常生活動作の機能訓練
 - ③ 療養上の世話
 - ④ 健康チェック
- 2 預かり保証金 100,000 円は、退居時の原状回復に充当し残金については返金する。
事務手数料 150,000 円は、入居と同時に償却となります。
- 3 家賃は月額 62,000 円(北側居室)又は 64,000 円(南側)、食費は1日 1,868 円(税込・軽減税率対象)、管理費は月額 50,000 円、光熱水費は月額 21,430 円とする。

- 4 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 5 短期利用については、利用期間の日割り計算とする。
- 6 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（施設の利用に当たっての留意事項）

第7条 生活相談員等は、利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 規則を守り、他の迷惑にならないようにする。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

（緊急時等における対応方法）

第8条 生活相談員等は、通所介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

（非常災害対策）

第9条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

（身体拘束の禁止）

第10条 身体拘束は、原則として禁止する。

- 1 身体拘束の適正化のための指針に基づき、身体拘束検討委員会を3ヶ月に一回定期的に開催する。
- 2 身体拘束廃止・改善のための職員教育・研修を年2回実施する。
- 3 委員会、研修会を実施する担当者を設置する。

（高齢者の虐待防止）

第11条 高齢者虐待防止法に基づき、虐待の防止と発見に努め、発見した場合には関係機関に通報する。

- 1 高齢者虐待防止・人権擁護指針に基づき委員会の開催、年2回の研修を行うものとする。
- 2 委員会、研修を運営する担当者を設置する、

（短期利用特定施設入居者生活介護）

第12条 本事業所は、特定施設の定員の範囲内で、空いている居室を短期利用者の居室として利用し、短期間の指定特定施設入居者生活介護（以下「短期利用特定施設入居者生活介護」という。）を提供する。

- 1 短期利用特定施設入居者生活介護の定員は2名とする。
- 2 短期利用特定施設入居者生活介護の利用は、あらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとする。

3 短期利用特定施設入居者生活介護の利用に当たっては、入居者を担当する計画作成担当者が作成するサービス計画の内容に沿い、本事業所の計画作成担当者が短期利用特定施設入居者生活介護計画を作成することとし、当該短期利用特定施設入居者生活介護計画に従いサービスを提供する。

(その他運営についての留意事項)

第 13 条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後6カ月以内

② 継続研修 年2回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人百陽会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和4年7月1日より実施する。

令和6年6月1日一部改訂